

財務省告示第八十四号

個人向け国債の取扱機関になることができる者  
のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めるこ  
とが適当でないとして認められる者を除いた者を変更  
したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平  
成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規  
定に基づき、個人向け国債の取扱機関になること  
ができる者のうち、個人向け国債の募集の取扱い  
を認めることが適当でないとして認められる者を除い  
た者を定めた件（平成十七年十二月一日財務省告  
示第四百五十一号）の一部を次のように改正し、  
平成十八年三月一日から適用する。

平成十八年三月一日

財務大臣 谷垣 禎一

「、六和証券株式会社」の次に「、山形証券株  
式会社、ジェービックス証券株式会社、株式会社  
エコ・プランニング証券」を加え、「、高知市農  
業協同組合」の次に「、北大阪農業協同組合、隠  
岐農業協同組合、コスモス農業協同組合、杵築市  
農業協同組合、大分市農業協同組合、佐伯豊南農  
業協同組合、みどりの農業協同組合」を加え、「、  
山形庶民信用組合」の次に「、都留信用組合、札  
幌中央信用組合」を加え、「、しまね信用金庫」  
の次に「、コザ信用金庫」を加える。